

◎新潟県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について次のとおり告示する。

平成29年8月4日

新潟県監査委員	栗山和廣
新潟県監査委員	石井修
新潟県監査委員	横尾幸秀
新潟県監査委員	高橋猛

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
森田 亨	埼玉県上尾市中妻3丁目18番地15
小武 賢二	新潟県新潟市中央区米山1丁目4番地1 506号
長部 勝洋	新潟県長岡市大島本町4丁目102番地4
田中 保隆	新潟県新潟市西区五十嵐中島5丁目13番5号
亀山 義浩	新潟県新潟市中央区学校町通1番町5番地2 ダイアパレス市役所前403号
佐藤 央宗	新潟県新潟市中央区女池上山3丁目20番10号
小野 愛	新潟県新潟市中央区清五郎252番地1 ハイムリンデ201

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成29年8月4日から平成30年3月31日まで